

石巻市が発注する建設工事等における不当介入対応マニュアル

(趣旨)

第1 このマニュアルは、石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）第7条に基づき、石巻市が発注する建設工事、建設関連業務（建設工事に係る調査、設計及び測量の業務をいう。）及び物品調達等（物品の調達又は役務の提供を受けることをいう。）（以下「建設工事等」という。）の契約の相手方（以下「受注者」という。）が、契約の履行に当たって暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(通報等の義務付け等)

第2 建設工事等担当課長（以下「担当課長」という。）は、次に掲げる事項を仕様書等に明記し、受注者に対し、石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）への通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと並びに担当課長への報告を行うことを義務付けるものとする。

- (1) 石巻市が発注する建設工事等において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
- (2) 前号により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（別紙様式）により担当課長に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。

(不当介入の通知を受けた場合の取扱い)

第3 担当課長は、受注者から第2第2号に基づく報告があった場合は、その文書の写しにより総務部管財課長（以下「管財課長」という。）へ報告するとともに、管轄警察署長と連携し、不当介入に対する対応策を検討し、受注者を支援・指導するものとする。

- 2 担当課長は、受注者から第2第3号により協議を受けた場合は、工期等の延長等必要な措置を講じるものとする。
- 3 管財課長は、管轄警察署長から、暴力団員等による不当介入を受けた受注者からの通報を受けた旨の通知を受けたときは、その文書の写しにより担当課長へ通知するものとする。
- 4 管財課長は、管轄警察署長から、受注者が建設工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知したとして通報を受けたときは、その文書の写しにより担当課長へ通知するものとする。

(警察への通報等及び担当課長への報告を怠ったと認められる事実の確認)

第4 担当課長は、第3第3項の通知を受け、受注者から担当課長への報告がないことを確認した場合又は第3第4項の通知を受けた場合は、受注者から状況を確認し、警察への通報等及び担当課長への報告を怠ったことが確認された場合は、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年告示第180号）第6条事故等発生報告書により市長へ報告するものとする。

(通報等の義務を怠った場合の措置)

第5 受注者が警察への通報等及び担当課長への報告を怠ったことが確認された場合は、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づき、指名停止措置を行うものとする。

附 則

このマニュアルは、平成20年11月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

建設工事等担当課長 (あて)

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

石巻市が発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入に関する
通報について (報告)

石巻市が発注する建設工事等において、暴力団員等による不当介入を受け、警察への通報等を行ったので、「石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル」第2第2号の規定により、下記のとおり報告します。

記

不当介入に係る 行 為 者	住 所 氏 名
発生日時・場所 工 事 名 等	年 月 日 時 分 ころ 工事名等
不当介入の内容 及び被害の状況 等	
警 察 へ の 通 報 状 況	通報先警察署名 (警察署 課) 通 報 日 時 年 月 日 時 分 ころ